

「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」に対する代表質問

民進党・新緑風会 斎藤 嘉隆

民進党・新緑風会の斎藤嘉隆です。会派を代表してただいま議題となりました日本学生支援機構法改正案について、質問いたします。

まず、学校法人森友学園を巡る問題についてお尋ねします。

先日の証人喚問で、籠池泰典氏は、安倍昭恵総理夫人との金銭のやりとりや、同夫人と国有地の売買予約付定期借地契約に関する相談を行っていたと証言しました。夫人付の内閣官房職員から送られたFAXの内容も公開され、財務省職員へ問い合わせを行った上で回答したことが明確となりました。夫人付の職員が籠池氏から直接陳情を受け、夫人に相談もなく独断で財務省に問い合わせを行い、籠池氏に回答をすることなど通常はありません。事実FAXには総理夫人に報告済みとの記述もあります。夫人による本件への関与があったことは明らかです。これまで総理は、総理夫人は森友学園の土地の取り扱いには一切関与していないと明言してきましたが、その見解は今でも変わりませんか。官房長官にお聞きします。

国政調査の有力な手段である証人喚問では虚偽の答弁をすることは許されません。従って証人喚問での証人の発言は極めて重いものと受け止める必要があります。それでなければ証人喚問を行う意味がありません。100万円の授受の問題についても、籠池氏の証人喚問での証言と総理夫人のSNSでの発言とで内容が大きく異なっています。官房長官は会見において、喚問における籠池氏の証言の多くを否定しておられますが、それを明らかにするためには総理夫人を国会にお呼びし、籠池氏と同じく証人喚問を行う必要があるのではないのでしょうか。官房長官の見解を求めます。

それでは、法案の内容についてお伺いします。20年前にはわずか20%だった大学生奨学金利用者は、今や約180万人、半数以上の大学生が何らかの奨学金を受けています。私は初当選以来、学ぶ意思ある学生が経済的な環境にかかわらず学ぶ機会を得るため、大学生等に対する公的給付型奨学金制度の必要性を訴え続けてきました。しかし、わが国は、大学の学費が有償でありながら給付制度が存在しない唯一の先進国、学ぶ若者に対して世界一冷淡な先進国との指摘を受けながらも、現在まで導入には至りませんでした。このことは、教育は親や家族、自己の責任であるという考え方のもと、長らく教育分野への投資拡大を怠ってきた自民党政権の責によるところが大きい

とあえて指摘させていただきます。

そのようななか、大きな世論に動かされて給付型奨学金の創設に舵を切ったことは率直に評価したいと思います。しかし、本法案の内容をみると支給対象者や支給額が絞り込まれ、規模的に粗末なものと言わざるを得ません。これではただ制度として給付型奨学金を導入したという実績づくりにしかならず、学費等の高騰に悩む多くの学生たちや、進学を断念せざるを得ない若者たちの生活実態を反映したものとは言えません。

今回の制度設計では、学生に月2万円から4万円を支給し、来年度の先行実施に必要な予算額は約15億円となっています。学生生活調査をみてもわかるように、家庭からの支援やアルバイト収入などを加味してもなお追加必要額に達しない今回の支給額となっています。大阪の学校法人に対しては、国有地をただ同然で払い下げる政府が、学生の学びに対する支援には厳しくせこいと受け止められても仕方ありません。支給額や来年度の実施規模について率直にどのようにお考えか、文部科学大臣の答弁を求めます。

また、給付型奨学金と授業料減免を併用する場合の減額調整、つまり国立大学進学者が授業料減免を受けると給付金が減少するという措置がとられます。これでは奨学金給付の意味が何ひとつありません。学生の無力感が広がるだけです。この件について再考するおつもりはないか、文部科学大臣の答弁を求めます。

制度改正により本格実施となる2018年度以降、約2万人が給付型奨学金の対象となります。しかし、制度の対象となる児童養護施設退所者・里親出身者は高校の1学年あたり約2千人、生活保護世帯1万5千人、住民税非課税世帯14万2千人、合計で15万9千人です。そのうち大学進学者が6.1万人と推計されており、給付の対象者はその3分の1に過ぎません。同じ境遇であっても、給付を受けることができる学生とそうでない学生に二分されることとなります。2万人への給付を、まずは早い段階で6万人規模に拡充していくことが必要だと考えますが、対象拡大についての考えを文部科学大臣に伺います。

また、全国5千校ほどの高校に各校1人ずつの枠を配分し、残りの人数分を各学校の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分する方式をとると聞いています。給付型の受給者推薦はあくまで各高校が行うシステムです。各高校では、非課税世帯で同じような成績の生徒が多数いても、給付を受ける生徒を選ばなければならない事態が生じます。説明責任が求められ、さまざまな困難が予想される高校の現場に、どのようなガイドラインを示すのでしょうか

か。文部科学大臣に伺います。

2000年代に入り、貸与型奨学金の利用者が年々増加している理由は大きくふたつあると考えています。ひとつは国立大学も含め、大学授業料が急激に値上がりしたこと、もうひとつは親の所得が大幅に減少していることです。1969年に年額1万2千円であった国立大学の授業料は、2016年には標準額53万8千円と45倍となりました。世帯収入をみてもピーク時の1994年664万円から、2015年は541万円と120万円以上減少しました。相次ぐ規制改革により、正社員が減少し、非正規雇用者が増え、年功序列型賃金の体系も大きく崩れました。子どもが大学生になる頃には賃金も上がるという平均的勤労者モデルが崩壊し、子どもの学費を工面できない家庭が増え、その分が奨学金貸与者の増につながっていることは明らかです。

2000年には一人の学生に対する家庭からの経済的支援は年間156万円でした。2014年には119万円と37万円減少しています。反面、奨学金貸与額は2000年の平均18万円から40万円と22万円増加しています。家庭からの支援の減少を奨学金の増では賄いきれない状況が生まれています。もはや一部の裕福な家庭を除いて親や保護者が学費を用意できる時代は終わったのです。現在の社会状況から学生をとりまく現状をどのように捉え、今後の教育費負担のあり方について、どのような構えで政策立案に向かう考えであるのか、文部科学大臣に伺います。

今回の法改正による奨学金給付は、あくまでも新たに進学する学生のみを対象としたものです。すでに奨学金の貸与を受けている学生たちや返還中の者にとってのメリットはありません。今、貸与を受けている学生も、大きな借金を背負う自らの将来に大きな不安を覚えていることには変わりはありません。既に貸与を受けている、あるいは返還中であるものに対して、有利子から無利子へ、あるいは貸与から給付への転換、猶予期限の延長などの具体的な手だてを講じる考えはないのか、文部科学大臣に伺います。

2014年に縮減されたとはいえ、延滞金賦課率は現在5%となっています。返したくても返せない返還者に対して重いペナルティを科すことは問題です。さらに、2014年3月までの延滞分に対しては依然として10%の延滞料が課されています。延滞金の賦課率の引き下げや、延滞率5%の2013年度までの返還分に対する適用について、拡充するおつもりはないのか、文部科学大臣に伺います。

民主党政権時代に導入を定めた所得連動返済型奨学金制度も4月からは新しい制度としてリニューアルされます。所得によっては最低2千円の返済でも認められる制度で、一定の効果があると考えています。逆に収入がゼロでも2千円の返済を求められることとなります。また、制度の対象は無利子貸与に限られ、有利子貸与は対象になりません。所得連動返済型奨学金制度のさらなる改善・拡充について、文部科学大臣の考えをお聞きします。

夫婦で奨学金を返還している事例も多く見受けられます。ある20代後半のご夫婦の話を聞きました。二人合わせて約1000万円の返還が残っており、毎月5万円以上を返還し続けても完済までに15年ほどが必要です。完済時には二人とも40才を超える年齢となっています。現在の最大の悩みは、出産と子育てです。ある程度返還のめどが立ってから出産をと考えておられますが、一人目の出産時期が遅れることによって希望する二人目の出産がかなわない、そのような心配をしているのも事実です。奨学金貸与を受けた学部生が4年生大学をストレートに卒業したとすると、23才の10月から返済が始まります。返済期間は貸与額によって変わりますが、13年から20年、完済が36才から43才が一般的です。結婚、出産の時期と重なり、子育て費用がかさむ時期に奨学金返還という新たな負担がのしかかっているのです。

奨学金事業がわが国の少子化の進展に拍車をかけているのではないかとの思いをもっています。子どもを産み育てやすい社会の創造と相矛盾するこの奨学金事業の現状について、早急な改革が必要だと考えますが、文部科学大臣の見解を求めます。

奨学金の予約採用は、高校3年生の1学期に行われることが通例です。説明会に出るのは高校生ですが、奨学金の利用や貸与額について決定するのは親・保護者である場合が一般的です。また、大学進学後も奨学金が振り込まれる口座を管理するのは、親や保護者であるケースが多いと聞きます。奨学金を借りているという実感に乏しく、制度を周知していない学生が多い理由のひとつとなっています。労福協の調査によると、延滞に5%の延滞金が賦課されることを知らない利用者は77%、返済期限を猶予する制度があることを知らない利用者は60%にのぼります。日本学生支援機構には本人、保護者、高校の教員などに制度のわかりやすい説明と情報提供、相談窓口の充実などを図る義務があります。しかし、機構で奨学金事業を担っている正規職員は6割強。非常勤や派遣職員が多く、電話相談も外部に委託されている状況と聞いています。今回の法改正で機構の職員の負担はさらに増加します。制度の専門家である機構の職員体制充実について、文部科学大臣の認識を伺

います。

私たち民進党は、教育は未来への先行投資であり、教育の無償化こそが教育の機会均等の実現、経済的格差の是正、子どもたちに夢と希望をもたらすものだと考えています。就学前から高等教育までの各教育段階における授業料の無償化、学校給食や学用品などの就学に関する負担の軽減など、教育を通じた「人への投資」を拡げていくための政策や法整備をすすめたいと考えています。政権時には、高校無償化の導入、小学校1・2年生における少人数学級の実現、大学授業料の減免などをすすめるとともに、国際人権規約の中等・高等教育の漸進的無償化条項に付してきた留保を撤回するなど着実に施策を実行してきました。子どもたちは自ら生まれ育つ環境を選ぶことはできません。経済格差による教育格差の拡大を危惧する声が大きくなっています。どのような環境にあらうとも意思あれば道が通ずる状況を提供することは、大人の、そして政治の責務です。就学前教育や高等教育の無償化、その負担軽減などを通して、すべての子どもたちがフェアな環境の中で、チャンスを与えられる社会を創ることが日本の目指すべき道であることを強く申し上げ、私の代表質問を終わります。